

- ☆彩の国「新しい生活様式」安心宣言
- ☆パワハラ防止法施行(改正労働施策推進法)
- ☆女性のための労働相談ホットライン
- ☆2020春季生活闘争「第6回集計結果」
- ☆労働講座(淑徳大学)/全国安全衛生週間
- ☆ネット21評議員会開催/高木錬太郎衆議院議員政策調印式
- ☆7月の行動予定表/こくみん共済coop広告
- ☆あけぼのビル

新型コロナウイルス感染防止と 経済活動の両立に向けて

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

埼玉県は県内の業種別団体に自主的な感染防止のための取り組みを進めていただくため、県独自の認定書を交付する制度「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」をスタートさせました。

制度の推進に当たり評議会が立ち上がり、県内経済団体や医療団体などから委員が選出されています。連合埼玉からも労働者の代表として近藤会長が委員として参画しています。

評議会では、感染防止対策を取りながら経済活動を再開していくことと、県民が安心して経済活動を利用できるよう、各業界団体が作成した彩の国「新しい生活様式」安心宣言書の確認をおこなっています。8ページ「あけぼのビル」でより詳しく掲載しておりますので、合わせてご確認ください。

6月11日時点で37の団体が認定されています。認定団体や店舗の情報は埼玉県HP『彩の国「新しい生活様式」安心宣言の認定団体について』(※) https://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/anshinsengen_dantai.html に掲載されています。ぜひご確認ください。

また、業界団体だけでなく私たち労働組合もこの取り組みに参加することができます。埼玉県が作成した「共通の安心宣言」に記載されている取り組み内容を実施することに賛同いただける構成組織・単組・支部は「共通の安心宣言」に宣言日と名称を記入し、事務所内や入口などに掲示することで宣言をおこなったこととなります。

なお、「共通の安心宣言」は連合埼玉HPの「連合埼玉ニュース」もしくは埼玉県のHPからダウンロードし、ご利用ください。

構成組織、単組・支部の皆様の積極的な参加をお願いいたします。

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

- | | |
|--|---|
| <p>1 三密を徹底的に回避します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎時の換気 ・一定の人数以上の入場制限(屋外でお待ちいただきます) ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止 ・社会的距離の確保 | <p>4 安心に向けた工夫をします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前予約の最大限の活用 ・衣服のこまめな洗濯 |
| <p>2 感染防止の対策を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱などの症状がある方の制限 ・症状のある従業員の出勤制限 ・手洗いや手指の消毒の徹底、手の触れる場所の消毒 ・マスクの着用 ・共用する物品などの最小化 ・鼻水・唾液のついたごみはビニール袋に入れて密閉 | <p>5 行いません、行わせません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖空間での激しい運動や大声 ・22時以降の酒類提供 |
| <p>3 安全のための設備にします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口等に消毒設備、体温計の設置 ・対面場所の遮蔽 ・毎時の換気と消毒の徹底 ・共通タオルの廃止、ハンドドライヤーの使用中止 | <p>6 極力制限します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一度に休憩する人数の制限 ・対面での食事や会話の制限 |
| | <p>7 重症化リスクに配慮します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や持病のある方への配慮(高齢者利用時間の設定など) |
| | <p>8 新しい働き方に向け努力します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務やオンライン会議 ・ローテーション勤務、時差通勤 |

宣言日: 令和 年 月 日

名称: _____

※詳細はホームページ (https://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/anshinsengen_dantai.html) をご覧ください



連合埼玉HP



埼玉県HP

職場におけるハラスメント防止対策が法制化 (2020年6月1日施行)

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(パワハラ防止法)の改正及び指針が告示され、パワーハラスメントの防止措置の実施が、2020年6月1日より事業主の義務(中小事業主は2022年4月1日までは努力義務)とされています。

職場における「パワーハラスメント」とは、次の①～③まで全ての要素を満たすものをいいます。

- ①優越的な関係を背景とした言動……………職務上の地位が上位の者による言動など
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの……………業務上明らかに必要性のない言動など
- ③労働者の就業環境が害されるもの……………就業する上で看過できない程度の支障が生じるなど



事業主が職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置義務

◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①職場におけるパワハラの内容・パワハラをおこなってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正におこなうこと
- ⑦職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正におこなうこと
- ⑧改めて職場におけるハラスメントに関する方針を周知・啓発する等の再発防止に向けた措置を講ずること

◆ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- ⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない



厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、助言、指導及び勧告並びに企業名を公表することができます。また報告の請求を求める事ができ、報告をせずに虚偽の報告した場合は20万円以下の過料に処するとされており。



上記事業主の措置義務項目をチェックして、未措置の項目については、事業主にパワーハラスメント防止措置を講ずるよう働きかけ、徹底させていきましょう。

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法も、改正により2020年6月1日からセクシャルハラスメント等の防止対策が強化されています。(事業規模をと問わず全事業所対象)



女性のための労働相談ホットライン

～職場で悩むあなたを応援(サポート)します! 新型コロナウイルス関連の相談も受付ました～

連合は、日常的に「なんでも労働相談ダイヤル」をおこなっていますが、年3回(2・6・12月)は全国47地方連合会が統一テーマを掲げ、「全国一斉集中労働相談ホットライン」を実施しています。

6月15日(月)～16日(火)の2日間は連合「男女平等月間」の一環として、「女性のための連合全国一斉集中労働相談ホットライン～職場で悩むあなたを応援(サポート)します!」を実施しました。

近年、働く女性を取り巻く環境は変化しており、2015年9月に女性活躍推進法公布、2017年1月育児・介護休業法改正、2020年4月には女性活躍推進法改正、2020年6月にはハラスメント対策関連法の施行など法制度の整備は進んでいます。その一方、職場におけるパワハラ・セクハラ・マタハラなど「差別」に関する女性からの相談は増加傾向にあります。

例年6月の一斉労働相談は働く上で悩みや不安などを抱えている女性を対象とすることから、女性委員会メンバーが浦和事務所のアドバイザーと共に相談対応してきました。しかしながら、本年は新型コロナウイルス感染予防の観点から女性委員会メンバーは招集せず、さらにアドバイザーが地域事務所にて相談対応する態勢としました。また、今回は新型コロナウイルス関連の相談も受け付けることから、相談件数の増加が

予想されるため、大宮・川越事務所は19時30分まで対応できる態勢をとりました。

また、連合本部・労働相談センターでは「LINE」による相談も実施しました。

実施日：6月15日(月)～16日(火)

電話相談：10:00～19:00

LINE相談：10:00～15:00

一斉労働相談初日の15日にNHKお昼のニュースで放送されたこともあり、二日間合計で21件の相談が入りました。うち18件(前年4件)は女性からの相談で、新型コロナウイルス関連も9件寄せられました。「テレビを見ていた父から連絡があったのですが、相談は16日で終わりですか」と休憩中に電話を掛けてくる女性もいました。今後も多くの相談に対応できるよう労働相談ダイヤルの認知度向上にも務めていきます。

「へんだな」「おかしいな」
と思ったら

フリーダイヤルいこうよれんごうに
0120-154-052



ネット21久喜事務所
砂田アドバイザー



ネット21大宮事務所
竹花アドバイザー



ネット21熊谷事務所
仁後アドバイザー

連合:2020春季生活闘争第6回回答集計結果

2020春季生活闘争第6回回答集計が発表されました。新型コロナウイルス感染症の影響により、交渉体制を維持することが難しい環境ではあるものの、中小組合、有期・短時間・契約等労働者の賃上げの流れは継続しています。

1. 賃金引上げ<第6回回答集計結果(6月5日公表)>

平均賃金方式(集計組合員数による加重平均)

平均賃金方式	2020回答(2020年6月5日公表)				昨年対比	2019回答(2019年6月7日公表)			
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		昨年対比		集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		昨年対比
		額	率				額	率	
	4,321 組合 2,678,576 人	5,536 円	1.90 %	▲ 507 円 ▲ 0.18 ポイント	4,927 組合 2,725,359 人	6,043 円	2.08 %		
300人未満計	3,052 組合 304,603 人	4,512 円	1.81 %	▲ 280 円 ▲ 0.14 ポイント	3,555 組合 339,253 人	4,792 円	1.95 %		
~99人	1,783 組合 76,896 人	4,121 円	1.78 %	▲ 201 円 ▲ 0.10 ポイント	2,152 組合 89,111 人	4,322 円	1.88 %		
100~299人	1,269 組合 227,707 人	4,646 円	1.82 %	▲ 320 円 ▲ 0.15 ポイント	1,403 組合 250,142 人	4,966 円	1.97 %		
300人以上計	1,269 組合 2,373,973 人	5,677 円	1.91 %	▲ 557 円 ▲ 0.18 ポイント	1,372 組合 2,386,106 人	6,234 円	2.09 %		
300~999人	833 組合 451,886 人	5,107 円	1.88 %	▲ 299 円 ▲ 0.11 ポイント	908 組合 481,095 人	5,406 円	1.99 %		
1,000人~	436 組合 1,922,087 人	5,818 円	1.92 %	▲ 639 円 ▲ 0.20 ポイント	464 組合 1,905,011 人	6,457 円	2.12 %		

※2020年と2019年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

《参考》 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計 (加重平均)	2020回答(2020年6月5日公表)				賃上げ分 昨年対比	2019回答(2019年6月7日公表)			
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計		昨年対比		集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計		昨年対比
		額	率				額	率	
	1,828 組合 1,423,151 人	6,188 円	1.414 円	▲ 144 円 ▲ 0.08 ポイント	2,290 組合 1,928,368 人	6,280 円	1,558 円	▲ 92 円 ▲ 0.06 ポイント	
300人未満計	1,112 組合 137,725 人	5,337 円	1,398 円	▲ 109 円 ▲ 0.05 ポイント	1,429 組合 174,375 人	5,478 円	1,507 円	▲ 141 円 ▲ 0.03 ポイント	
~99人	503 組合 26,226 人	5,278 円	1,588 円	▲ 67 円 ▲ 0.02 ポイント	657 組合 33,312 人	5,273 円	1,655 円	▲ 77 円 ▲ 0.02 ポイント	
100~299人	609 組合 111,499 人	5,350 円	1,353 円	▲ 119 円 ▲ 0.06 ポイント	772 組合 141,063 人	5,526 円	1,472 円	▲ 173 円 ▲ 0.06 ポイント	
300人以上計	716 組合 1,285,426 人	6,288 円	1,415 円	▲ 148 円 ▲ 0.08 ポイント	861 組合 1,753,993 人	6,361 円	1,563 円	▲ 73 円 ▲ 0.05 ポイント	
300~999人	455 組合 247,437 人	5,620 円	1,298 円	▲ 28 円 ▲ 0.03 ポイント	548 組合 293,863 人	5,696 円	1,326 円	▲ 76 円 ▲ 0.05 ポイント	
1,000人~	261 組合 1,037,989 人	6,467 円	1,443 円	▲ 168 円 ▲ 0.10 ポイント	313 組合 1,460,130 人	6,499 円	1,611 円	▲ 32 円 ▲ 0.05 ポイント	

2. 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ<第6回回答集計結果(6月5日公表)>

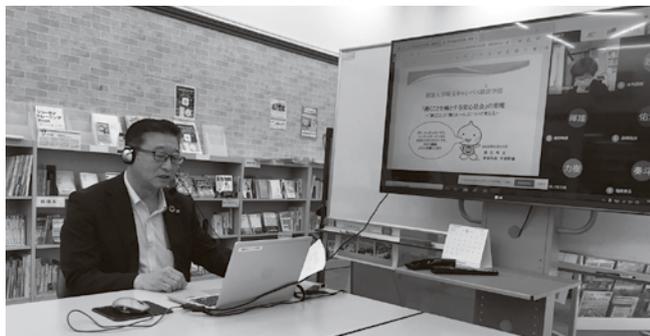
時給	2020回答(2020年6月5日公表)				昨年対比	2019回答(2019年6月7日公表)			
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)	昨年対比		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)	昨年対比
単純平均	351 組合	25.18 円	1,029.72 円	0.86 円	319 組合	24.32 円	1,004.31 円	24.32 円	
加重平均	720,184 人	27.16 円	1,026.58 円	1.28 円	674,737 人	25.88 円	994.56 円	25.88 円	
月給	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率(参考値)	昨年対比	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率(参考値)	昨年対比	
	120 組合	4,219 円	2.05 %	421 円	124 組合	3,798 円	1.85 %	3,798 円	
加重平均	32,665 人	6,339 円	3.03 %	2,290 円	34,184 人	4,049 円	1.97 %	4,049 円	

淑徳大学埼玉キャンパスにて

「企業研究特別講義 労働法講座」を開催

6月12日(金)14時40分から、三芳町の淑徳大学埼玉キャンパスにおいて、経営学部3年生100名を対象に「企業研究特別講義 労働法講座」が開講され、平尾事務局長が講師を務めました。企業研究の講座の一環として「働くことの意味」について学ぶ場としています。

今回で3回目の開催となりますが、今年は新型コロナウイルス感染防止のため例年とは違った授業風景となりました。全ての授業がリモートでおこなわれていることから、キャンパスに学生の姿はなく、本講座も大学のキャリア支援室から自宅に居る学生へリモートで講義をおこないました。



リモートで講義する平尾事務局長

開始10分前、アクセスした学生の名前がプロジェクターに表示されていきます。冒頭、出欠確認を兼ね「連合を知っていますか」の質問に「はい」と答えた学生は50.9%。また、「今、アルバイトをしていますか」の質問には86.9%が「はい」と答え、新型コロナウイルスの猛威は学業のみならず、学生の経済面においても大きな影響を与えていることを実感します。

労働組合の存在意義を学んだ学生にとって、「連合傘下の組合のある企業を選んでください」というメッセージは、大きな動機付けとなったことでしょう。

講義内容

「働くことを軸とする安心社会」の実現

1. 連合(日本労働組合総連合)とは
2. 「働くこと」について考える
3. 安心して働くために(労働法など)
4. 労働組合による就業支援活動
5. 若者を苦しめる奨学金問題の解決を

高齢者の職場安全はみんなの安全

全国安全衛生週間

埼玉労働局は、2018年度から2022年度までの5ヵ年を計画期間とする「埼玉第13次労働災害防止計画」を策定し実施しています。

埼玉県内における2019年の労働災害については、死亡者数が33名となり、2014年以降35人前後と横ばいの状況にあります。また、休業4日以上の死傷者数は、6,237人と2年連続で年間6,000人を超え、近年は増加傾向になっている状況にあることから、誰もが安心して健康に働くことができる社会の実現に向け、労働災害防止対策を推進していく必要があります。

加えて、本年は新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が解除され、感染防止の取り組みと経済(企業)活動を両立させる必要があります。こうした状況を踏まえ、私たちも、7月1日～7日の全国安全週間を契機に、職場の安全と健康について、改めて見直していきましょう。

<令和2年度全国安全週間スローガン>

エイジフレンドリー職場へ!みんなで改善 リスクの低減

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。

ネットワークSAITAMA21

「2020年度第1回評議員会」を開催！

5月25日(月)、連合埼玉会議室において「2020年度第1回評議員会」を開催しました。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、運営委員会四役ならびに議長だけの出席とし、その他の役員は持ち回り開催、評議員については書面開催とさせていただきました。

評議員会では、2019年度事業活動報告、収支決算報告、監査報告が評議員全員の同意により承認されるとともに、今後の活動計画を盛り込んだ2020年度事業活動計画、収支予算(案)も承認されました。

2020年度の具体的な事業については、

1. 「暮らし応援セミナー」の利用促進、生活困窮者などへの支援
2. シニア人財バンクの活動、「夏休み親子・ファミリー自然体験プランin尾瀬」や夏休み親子自然体験教室「山の学校inときがわ」の実施
3. NPO支援事業としての「少額物品助成」や「パソコン寄贈」、またパソコン寄贈団体への訪問・意見交換、NPO活動への理解と具体的参加をサポートする事業(飛び出せシニアセミナー)の実施
4. 被災者・避難者支援活動として、「ママランチ会」「バーベキューファミリー交流会inサイボクハム」の実施 など

運営委員会では、今後もNPOをはじめとする各団体と「共生の地域社会づくり」をめざす運動を進めていきます。



評議員会当日出席者



挨拶をする二階堂委員長(自動車総連)



挨拶をする平井議長(UAゼンセン)

衆議院議員 高木錬太郎氏との政策協定締結！

4月7日(火)に開催した「第5回執行委員会」において、

○推薦していない現職国会議員の取り扱いについて

○国会議員の推薦取り扱いについて

以上の議題が全会一致で承認され、比例代表 北関東ブロック選出 高木錬太郎衆議院議員(以下:高木氏)の推薦が確認されました。

高木氏は、2017年10月22日執行「第48回衆議院議員選挙」で初当選したものの、連合埼玉に対し事前に政党からの推薦依頼がなかったことから、現在まで推薦確認がされていませんでした。

この度、6月4日(木)に連合埼玉事務所にて、高木氏との間で政策協定を締結し、近藤会長から推薦書を手渡しました。

高木氏からは、「構成組織・地域協議会の皆様と連携をはかり、働く者の声を国政へ届けられるよう精進してまいります」とのコメントがありました。

たかぎ れんたろう

高木 錬太郎 衆議院議員

<経歴>

○生年月日 1972年7月21日 47才

○所属政党 立憲民主党

○選挙区 比例代表北関東ブロック

○当選回数 1回目



推薦書を受け取る高木錬太郎衆議院議員(右側)

現在予定される7月の日程表です

7月	行事等	
	連合埼玉・事務局	地協・産別・労福協・福祉事業団体・県・上部・外部団体
1日 水	①第4回政策・制度委員会(13:30～・連合埼玉会議室) 【中止】②組合役員教育プログラム(スキルアップ講座⑤)(14:00～・埼玉会館)	【臨時】全国査定賃金対策会議(10:00～11:30・ZOOM)
2日 木		第1回「埼玉の障害者雇用を進める」関係機関連携会議(9:30～・県民健康センター)
3日 金		【中止】埼玉公務労協「良い社会をつくる公共サービスを考える7.3埼玉集会」(18:30～・浦和コミュニティセンター)
4日 土	【中止】組合役員教育プログラム(スキルアップ講座⑥)(10:00～・さいたま共済会館)	
5日 日		東京都知事選挙投票日
6日 月	第8回四役・執行委員会(10:00～・13:00～・ときわ会館)	
7日 火		連合「第4回地方連合会事務局長会議」(13:00～16:00・web開催)
8日 水	【中止】組合役員教育プログラム(スキルアップ講座⑦)(14:00～・埼玉会館)	
9日 木		
10日 金		
11日 土	【延期】①青年委員会「連合群馬・栃木青年委員会との青年交流会」(~12日) 【中止】②組合役員教育プログラム(スキルアップ講座⑧)(10:00～・さいたま共済会館)	
12日 日		
13日 月		
14日 火		【中止】退職者連合「全国組織代表者会議」(13:30～・連合本部)
15日 水		【書面開催】①退職者連合「第24回定期総会」(9:30～・連合会館) ②比企地域協議会「幹事会」(18:00～・労金東松山支店)
16日 木	①組合役員教育プログラム「第2回運営委員会」(14:00～・連合埼玉会議室) ②官公労部門連絡会「第6回幹事会」(18:30～・連合埼玉会議室)	
17日 金	【中止】地域フォーラム(13:30～16:00・大宮ソニック市民ホール)	
18日 土	【中止】①ネット21夏休み自然体験教室in尾瀬(13:30～ 7/19) 【中止】②組合役員教育プログラム(スキルアップ講座⑨)(10:00～・埼玉会館)	
19日 日		
20日 月	女性委員会「第6回幹事会」(18:30～・あけぼのビル)	
21日 火		連合「第2回全国最低賃金対策会議」(13:30～15:30)
22日 水	【中止】組合役員教育プログラム(スキルアップ講座⑩)(14:00～・埼玉会館)	
23日 木		
24日 金		
25日 土		
26日 日		
27日 月		埼玉労働局「第2回埼玉地方最低賃金審議会」(9:30～・埼玉労働局)
28日 火		埼玉労働局「第3回埼玉地方最低賃金審議会」(9:30～・埼玉労働局)
29日 水		
30日 木		
31日 金		埼玉労働局「第4回埼玉地方最低賃金審議会」(9:30～・埼玉労働局)

こくみん共済 NEWS
coop
1120A002

こくみん共済 coop 埼玉推進本部

マイカー共済と連動した

自動車総合補償共済

社会貢献活動

2016年度から継続して、マイカー共済の新規契約を対象に
1件あたり100円を交通遺児等へ寄附する活動を展開しています。

[2019年度の寄附額] : 139,400円
[累計寄附額] : 736,300円
※寄附活動を開始した2016年度からの累計額

皆さまのご協力で
多くの社会貢献活動が
実施できました。

引き続き、
活動へのご参加を
お願いいたします。

全労済から
「こくみん共済 coop」へ

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済〈全労済〉 埼玉推進本部

全国労働者共済生活協同組合会 COOP (埼玉県労働者共済生活協同組合)

たすけあいから生まれた保障の生協です。
「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。



◆彩の国「新しい生活様式」の取り組み

新型コロナウイルス感染症による猛威が、少しずつ落ち着きを見せ始めています。緊急事態宣言の解除以降も、新型コロナウイルス自体が消えて無くなったわけではありませんが、ウイルスとの共存(Withコロナ)の中で、私たち自身が「新しい生活様式(ニューノーマル)」の取り組みを定着していくことで、これまでの日常を取り戻していく必要があります。

埼玉県では、企業・団体の皆さんに、感染拡大防止を徹底するガイドラインとして、彩の国「新しい生活様式」安心宣言を作成いただく仕組みを作りました。この安心宣言は、感染防止の取り組みをみんなで進めることで、多くの事業者の社会経済活動を促し、県民の皆様にとっても、より安心して暮らせる環境づくりを進めるものです。

そして、今回の彩の国「新しい生活様式」の取り組みの中で、特に業界団体の中でも、業種別宣言を求められている施設・事業や国より特に留意すべきとされた施設・事業者について「業種別安心宣言」を提出して頂いて、彩の国「新しい生活様式」評議会の確認を受けることができます。

確認後は、埼玉県より認定証を交付し、県ホームページで紹介し、その宣言内容についてチェックする彩の国「新しい生活様式」評議会の委員には、連合埼玉からも委員を派遣し、提出された業界団体の安心宣言の確認をおこなっています。しかしながら、今回の「安心宣言」は全ての業界団体で県に提出するものではなく、埼玉県より求められている業界団体について、共通な安心宣言とは別に業界団体の安心宣言を盛り込んで、提出することになります。

その提出した結果として、埼玉県から「認定証」が発行され、埼玉県のHPにも掲載されるため、提出した団体にとっても、県民に安心をPRする機会にもなります。

したがって、今回の彩の国「新しい生活様式」の取り組みは、それぞれの団体で自主的に取り組みをおこなうことが基本です。連合埼玉も、埼玉県から認定される、されないに関わらず、安心宣言に取り組んで頂くように、各構成組織へ働きかけをおこなっています。

◆「新しい生活様式」とは？

今回の「新しい生活様式」のきっかけは、2020年5月4日の政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の中で、今後の行動変容に関する具体的な提言の一つとして、「感染拡大を予防する新しい生活様式について」提案されたのが始まりです。

その中では、「一人ひとりの基本的感染対策」、「日常生活を営む上での基本的生活様式」、「日常生活の各場面別の生活様式」、「働き方の新しいスタイル」の4点について提案され、具体的な内容が示されました。

私たちは、「新しい生活様式」と聞くと、何か特別なことのように感じますが、これまでの歴史の中でも、「生活様式」が変化しています。

例えば、皆さんが当たり前に持っている携帯電話(スマートフォンなど)をみても、30年前には、携帯電話を持っている人は皆無で、わずかにシヨルダーフォンという肩にかけて持ち歩く電話という点で携帯できる電話があったぐらいでした。

この携帯電話の進化により、人のコミュニケーション方法は格段に変化し、人と待ち合わせする方法や、突然のトラブル時の連絡方法など、私たちの生活様式は、携帯電話の進化だけでも、相当変化しています。その当時を知らない若い人たちは、携帯電話がない生活を想像できないかもしれません。

他にも、生活様式が変化したきっかけは、もっと昔をたどれば、「電灯」により生活時間が飛躍的に伸びたり、「自動車」により人が自由に移動できたり、『三種の神器』と言われた「テレビ・洗濯機・冷蔵庫」で日常の生活スタイルが変化するなど、「生活様式」は、これまでも「新しく」変化してきました。



携帯電話の進化の変遷

しかし、これまでの「生活様式」の変化は、技術革新により、「できなかったこと」が「できるようになったこと」で変化してきたことでもあり、生活者、消費者がその技術革新を望み、新しい商品、機能を好んで生活様式へ取り込んでいったこと(行動変容)が、大きな要因となっています。

◆これからの「新しい生活様式」

今回の新型コロナウイルス感染防止のための「新しい生活様式」とそのために必要な「行動変容」が求められています。これまでの「生活様式」の変化と大きく違うのは、生活者自身が好むと好まざるに関わらず、この変化に適応していく必要があるということです。

なぜなら、新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例がある。また、新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠である。そのためには一人ひとりの心がけが何より重要になっています。

今回の新型コロナウイルス感染症について、専門家の話では、早期診断から重症化予防までの治療法を確立し、ワクチンの開発ができれば、従来の生活に徐々に戻っていきけるのではないかと方もいます。

少なくとも、それまでの間「新しい生活様式」の定着に向けて、「Withコロナ」の中で、皆さんと共に、行動をしていく必要があります。

「Withコ・ロ・ナ」が、「新しい生活様式」で、「With君(you)」にトランスフォーマーすることを願い、その変化を楽しめる社会となることを切に望みたい。

2020. 6. 17